

一般社団法人日本温泉科学会役員選任規程

平成 29 年 6 月 10 日制定

(総 則)

第1条 本規程は一般社団法人日本温泉科学会定款第 16 条第 2 項に基づく役員を選任について定める。

(役員候補の選任)

第 2 条 役員（理事，監事）は代議員選挙結果から選任する。

第 3 条 理事会は代議員選挙後に，代議員で得票数の多い順に 10 名を理事候補者として推薦する。
得票数が同数の場合は年長者を理事候補者とする。

第 4 条 理事候補者が辞退した場合は，得票数が多い順に理事候補者を繰り上げ当選とする。

第 5 条 大学等の学会事務局長候補者は，代議員選挙結果とは別に優先的に理事候補者とする。
学会事務局長候補者が代議員で得票数が上位 10 名に含まれない場合は，第 3 条で推薦する理事候補者は 9 名とする。

第6条 理事会は代議員または通常会員の中から監事候補者を 2 名推薦する。

2 10 名の理事候補者に，理事よりも監事候補として相応しい場合は審議後監事とする。

3 2 項を適用した場合は理事候補者を繰り上げる。

(役員を選任)

第7条 社員総会でこれらの理事および監事を審議後議決する。

(役員就任の手続き)

第 8 条 新たに役員に選任された者は，一般社団法人日本温泉科学会に役員就任承諾書を提出しなければならない。

(規程の変更)

第 9 条 本規程の変更は理事会の承認後，社員総会の決議による。

付 則

本規程は，平成 29 年 4 月 5 日に遡って施行する。